

【事案Ⅱ－8】入院・通院共済金請求

・ 平成 24 年 8 月 17 日 打切り

<事案の概要>

2 型糖尿病で 77 日間入院をして共済金を請求したところ、「検査数値および治療内容において長期入院の必要性がないこと、及び外出の多さ」を理由に共済金が支払われないこと、及び保険・共済の多重契約等を理由に重大事由解除されたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

3 種類の共済契約あわせて入院日額 16,000 円の 77 日分 1,232,000 円を申立人へ支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 23 年 4 月～7 月に 2 型糖尿病で 77 日間入院をした。平成 23 年 7 月に入院共済金の請求をしたが、9 月に被申立人から「検査数値および治療内容において長期入院の必要性がないこと、及び外出の多さ」を理由に共済金の支払いはできないという書面が届いた。
- (2) 書面内容に納得がいかず、平成 23 年 10 月に「糖尿病が難治性であること、入院の必要性があることや外出の正当性について」の理由を具体的に異議申立書（再審査請求書）に記載し、被申立人宛て送った。
- (3) 平成 24 年 1 月に Y 法律事務所から「保険や共済についての多重契約等で 3 種類の共済契約をすべて解除する。解除のため共済金は支払われない。」との文書が送られてきた。
- (4) 「入院時の血糖値や血圧は正常と言われる医学的基準から超えていること」「外出は他院への通院と運動療法によるもの」「多重契約も意図的に加入したものではないこと」であるため契約の解除は不当である。
加入している共済契約のうち 1 件に関しては、死亡・重度障害のみの保障であり今回の入院の件とは無関係なので解除は特に不当である。

<共済団体の主張>

「申立人の請求を棄却する」との判断を求める。

- (1) 医療照会結果、入院開始日の翌日より外出し、退院までの間に合計 69 日間外出しており、夜間帰院後も不在多いことが確認できた。また、被申立人顧問医から本件入院については外出の多さが異常であり、治療行為の妨害に等しい旨や検査結果推移をみると γ -GTP が高いが入院の必要である異常値とまでは言えないことの見解が出されている。
- (2) 被申立人について、本件入院は、検査結果や治療内容、療養態度等か

ら入院の定義に該当しないため病気入院共済金のお支払はできないと判断した。

- (3) その後、被申立人は、申立人から異議申立を受けて事案を改めて再精査したところ、申立人は本件契約締結後短期間で他社の同種の保険契約等を複数締結しており、それから間もなく慢性疾患について長期入院を繰り返していること、病気（疾病）入院保険金等の日額が92,600円であることが判明したため重大事由による契約解除の妥当性について被申立人顧問弁護士と検討した結果、共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるため重大事由による契約解除および共済金の支払はできないと判断した。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進めたが、被申立人が本件について訴訟提起をし、審議会は訴訟移行につき相当の理由があるものと判断し、共済相談所規程第37条により、裁定手続きを打切ることとした。